

初診患者の方へのお知らせ

初診で緊急、その他やむを得ない場合を除き、他の病院や診療所などからの紹介状を持参せず、直接診療を受けられた場合は、保険の初診料以外に保険外併用療養費として、2,000 円 (税込) の自己負担を加算請求させていただきます。

【ご負担のない方】

- 他の病院や診療所などの医師からの紹介状をご持参の方
- 救急車で搬送された方
- 交通事故の患者さまで自賠責保険適用の場合
- 労働者災害補償適用の方
- 生活保護法による医療扶助該当の方

【ご負担のある方】

- 他の病院や診療所などの医師からの紹介状がない場合
(備考)
 - 紹介状とは
他の病院・診療所からの文書(診療情報提供書)による紹介を言います。
したがって、名刺などの簡単な文書は該当しません。
- 初診とは
当院に初めて受診する場合の診察料を言います。
以前通院したことがあっても、今回の病気が新たに発生した場合、診療を中止しある期間を過ぎて当院の診療を再開する場合は該当します。

病 院 長